

## 「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金」について

令和3年12月20日の四訂版発刊直後に、「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金」（以下「本交付金」と記載します。）により、さらなる保育士等の処遇改善を目的として、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が実施されることになりました。本交付金については本書に記述することができませんでしたので、追補として簡単に解説させていただきました。ご参考にしていただければ幸いです。

本交付金は、大別すると次の3つで構成されます。

- ① 賃金改善部分（令和4年2月分・3月分）
- ② 賃金改善部分（令和4年4月分～9月分）
- ③ 国家公務員給与改定対応部分（令和4年4月分～9月分）

①と②は、いわゆる保育所等の職員の給与月額を9,000円程度底上げするためのもので、どちらも本来は基本給のアップや手当の新設などによって、月額を引き上げることが求められていますが、給与規程改定の手続き等の猶予期間を設ける意味から、①については一時金での支払いが認められています。逆に②については、一定の額以上を令和4年4月から月額で支給することが求められており、そのため令和4年3月中に新設手当等について給与規程に定め、3月ごろに開催される理事会で給与規程の改定を議決しておく必要があります。②の交付金総額のうち、必ず月額で支給しなければならないこととされている一定の額は、交付金総額の2/3以上の額とされ、それ以外の部分については一時金等で支払うことができます。

なお令和4年10月以降は、公定価格に組み込まれて再編される予定です。

③は、令和3年度の人勤マイナス改定分（いわゆる▲0.9%相当分）の補填分ですので、交付金を受領するのみで、この額を追加支給する必要はありません。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、国家公務員給与も人勤のマイナス改定分が反映されなかったことから、公定価格も減額されませんでしたので、職員給与も減額することができません。しかし、令和4年度分の公定価格には令和3年度の人勤分が反映されるため、マイナス改定分が減額されることとなりますので、職員給与もその分を減額することとなります。今般の交付金はこの公定価格のマイナス分を補填するものであるため、公定価格が減額されても③の交付金額を合計することで施設の収入は減少せず、したがって職員給与も減額できないということになります。このような理由から、③の交付の条件として職員の給与水準を減額しないことが求められており、このことが守られていることで③の交付金は職員賃金に充てられていることになるため、追加支給する必要はありません。

本交付金は保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を実施するためのものですが、現時点で明らかになっていない点もあります。

重要なものとして、分園に関する取扱いが明確にされていないことが挙げられます。本交付金額算定時の本園・分園の利用定員数や児童数の算定方法が示されておらず、自治体によって取扱いが異なるケースが生じており、この算定方法の相違によって、交付金額に2割程度の比較的大きな差異が生じています。

また10月以降に公定価格に組み込まれる際の分園の取扱いについても、注視が必要です。公定価格の算定上、分園においては基本分単価と処遇改善等加算Ⅰは本園と分園を別々に算定した上で1割減額することになっていますが、それ以外の単価は本園と分園を一つの園として算定することとされています。本交付金が10月以降に公定価格に組み込まれる際、基本分における人件費に組み込まれるのか、基本分以外の加算部分なのかによって、その額や取扱いに大きな影響が生じる可能性が想定されます。賃金改善部分は10月以降も継続して支給することが要件とされていますが、9月までの交付金算定方法と10月以降の公定価格算定方法が異なれば、賃金水準の確保が不可能となる可能性もあります。

ほかにもいくつかの不明確な点がありますが、今後のFAQの更新等には十分に注視していく必要があります。

令和4年1月  
松本 和也